

健康福祉部

議案第146号 大津市児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等
の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正す
る条例の制定について

議案第146号大津市児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等
の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正す
る条例の制定について説明いたします。

資料の2ページをお願いいたします。

1 改正概要についてですが、令和7年9月10日並びに同年9月
16日付けの内閣府令の公布に伴い、児童福祉法に基づく指定通所支
援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準が改正されたことを
受け、本省令と同様の内容を規定する市条例の一部を改正するもの
です。

2 改正内容は次の2点になります。

1点目は、地域限定保育士制度が一般制度化されたことから、各
施設等、具体的には、放課後等デイサービス等の障害児通所支援事
業所に置かなければならぬとされている保育士について、地域限

定保育士を追加するものです。

2点目は、母子保健法に規定する健康診査の内容が保育所等の健康診断の全部又は一部に相当すると認められ、かつ、保育所等の長等がその結果を把握するときは、当該健康診断の全部又は一部を行わないことができることです。なお、この改正については、障害児通所支援事業所のうち、児童発達支援センターに限るものとなります。

資料の3ページ、4ページをお願いいたします。

これらは、条例改正部分の抜粋となっております。

資料の4ページ下段の4施行期日については、公布日としております。

説明は以上でございます。

ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。